

関係業界団体 代表者 各位

財政局技術監理部技術監理課長

## 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更 及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本市の公共事業の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年1月15日付け財監第285号）」等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

令和3年2月2日に、令和3年2月8日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間についても令和3年3月7日まで延長されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年1月15日付け財監第285号）」等の内容を踏まえ、適切なご対応を宜しく願います。

また、令和3年1月28日に、令和2年度第3次補正予算が成立したことを踏まえ、国土交通省より各支援策の概要についてお知らせがありましたので、本市HPにて周知いたします。

貴会におかれましては、当該取組についてご理解をお願いするとともに、会員、傘下団体等の方々に周知いただきますようお願いいたします。

### 【本市ホームページ URL】

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について【国土交通省】  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/coinfo.html>

（参考）「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について（令和3年1月15日付け財監第285号）」  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/coinfo.html>

### 【担当部署】

財政局技術監理部技術監理課  
TEL 092-711-4844